

第1回 栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会
第1回 栃木県 県南交通圏タクシー準特定地域協議会
第1回 栃木県 塩那交通圏タクシー準特定地域協議会

合同会議【議事録】

平成26年2月24日(月)
10:00~12:00 目途
栃木県トラ会館研修室

1-1. 開会及び資料確認

【鉢村専務】

定刻となりましたので、ただいまより、第1回の栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会、栃木県県南交通圏タクシー準特定地域協議会、栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を開催致します。本日はご多忙の中、関係者の皆様方には、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

申し遅れましたが、私は、一般社団法人栃木県タクシー協会の専務理事を務めております、鉢村でございます。議事に入るまでの進行につきましては、事務局を代表しまして、私が務めさせて頂きますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会につきましては「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が昨年11月20日に成立し、本年1月27日から施行され、今まで特定地域として指定されていた全地域が、準特定地域として引き続き指定されたところでございます。

改正法の成立を受け、改正法施行前のタクシー協議会の構成員の皆様方には、本協議会が改正法施行後も準特定地域の協議会として移行できるよう設置要綱の改正について書面協議をさせて頂きましたところでございます。

本日開催する協議会が準特定地域としての初めての協議会でございますので、引き続き、各交通圏の準特定地域協議会の構成員としてよろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会につきましては要綱において「原則として公開とする」とされており、本日も公開とさせて頂いております。

また、あらかじめ報道関係の方々にお願ひがあります。写真撮影については議事に入る前までは可といたしますので、ご理解よろしくお願ひします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、『議事次第』でございます。続いて、『構成員名簿』『配席図』と続き、

<資料>

資料 1-1 『宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）』

資料 1-2 『塩那交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）』

資料 1-3 『県南交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）』

資料 2 『参考条文抜粋』

資料 3 『運賃の範囲の指定に関する通知について』

資料 4 『タクシー事業の適正化及び活性化に係る今までの取組みについて』

その他、参考資料といたしまして

参考資料 1

『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部改正する法律』

参考資料 2

『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部改正する法律新旧対照表』

参考資料 3

『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令案新旧対照条文』

参考資料 4

国土交通省告示第 5 6 号『特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程』

参考資料 5

『特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針』

参考資料 6

『特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について』
(特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン)

参考資料 7

『準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について』

参考資料 8

『公定幅運賃の範囲の指定方法等について』

参考資料 9

『タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント』

をご用意しております。ご確認下さい。不足等ございましたら、お申し出下さい。
よろしいでしょうか。

次に本日ご出席いただいております構成員の皆様方をご紹介させていただくとこ

るですが、大変申し訳ございませんが、議事進行の関係からお手元にお配りしております『構成員名簿』、『配席図』にかえさせていただきます。

1-2. 改正法について

【鉢村専務】

次に、改正法施行前まで協議会の会長として栃木運輸支局長が務められておりましたが、改正法施行後の協議会では構成員から外れることが法律上定められています。本日、参考人として出席頂いておりますので、山崎栃木運輸支局長からご挨拶を賜りたいと存じます。

【山崎支局長】

栃木運輸支局長の山崎でございます。平成21年10月から栃木県宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会、栃木県県南交通圏タクシー特定地域協議会、栃木県塩那交通圏タクシー特定地域協議会においてはいままで6回の協議を頂き、地域のタクシーの適正化、活性化の推進につきましてご協議頂いたところであります。お陰様で適正化・活性化には一定の前進があったところですが、今般、改正法施行に伴いまして、従来の協議会が規定により準特定地域協議会とみなされたことにより本日協議会の開催となりました。構成員の皆様には、引き続き、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

なお、特定地域の指定につきましては、未だ指定基準が示されておらず、また、運輸審議会への諮問の手続きを経る事となっており、現段階においては、いつ指定されるかは未定であります。

特定地域、準特定地域の協議会には運輸行政は構成員となることが出来なくなりましたが、衆・参議院の附帯決議においてふされているとおり今後とも、情報の収

集・整理・分析及び提供・助言等、運輸行政に求められる役割を積極的に果たし、協議会が適切に運営されるよう支援して参る所存であります。

今後、タクシーが地域の状況に応じ、地域における輸送需要に適切に対応しつつ、地域公共交通機関としての機能を十分発揮できるよう、地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達ができますよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【鉢村専務】

ありがとうございました。

準特定地域協議会として、本日第1回の協議会を開催した次第であります。引き続き、構成員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の協議会につきましては、構成員の過半数のご出席をいただいておりますので、各準特定地域協議会設置要綱第5条第14項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

引き続きまして、各交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱の一部改正についてですが、今般の「改正法施行」及び「ガイドライン」に基づき設置要綱の一部改正を行いたく、皆様にお諮りしたいと存じます。

2. 設置要綱の一部改正

【鉢村専務】

それでは 資料は1-1、1-2、1-3ですが、改正内容については、各交通圏同様でありますので、資料1-1の『栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）』をお手元をお願いしまして、変更内容についてご説明致します。変更

部分につきましては赤字及び取り消し線で示してありますが

本日の改正は、改正法施行及び参考資料6でお配り致しています「ガイドライン」に基づくものです。

また、改正内容につきましては

- ・ 準特定地域に移行したため、表題等の修正
- ・ 第4条（協議会の構成員）「栃木運輸支局長」を削除
- ・ 第4条（協議会の構成員）につきまして、法第8条第1項の構成員は加入脱退の規定の加入により、特定の団体名等を削除しております。

それ以外については、国土交通省から示されたガイドラインに基づき改正です。

改正項目については、会長及び事務局長の任期の変更、発言時間の制限の規定の設定、書面協議ができる規定を設定等であります。

他の県南交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱、塩那交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱につきまして同様に改正を行いたいと考えておりますので、皆様方のご承認を頂きたいと存じます。

では、皆様にお諮りしたいと思えます。異議はございませんでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございました。欠席された構成員については決議について一任の委任状をいただいておりますことを申し添えます。改正後の設置要綱につきましては、後日、改めまして各構成員の皆様へ送付させていただきます。

3. 会長の選出について

次に協議会の会長につきまして、先ほど山崎支局長からご説明がりましたが、改正前は、栃木運輸支局長が構成員となり、また、互選により、会長を務めて頂きましたが、改正法施行により、栃木運輸支局長が構成員から外れました事に伴いまして、新たな会長の選出をお願いします。設置要綱においては、その第5条第1項に規定では、「協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる」と規定されております。

ガイドラインにおいては、「協議会の会長は、学識経験者をもって充てることを基本とし、協議会が別に合意する場合は、その合意によることも差し支えない」との規定もあり、事務局としましては、3協議会の会長につきましては、宇都宮大学大学院の森本教授にお願いしたいと存じます。

皆様、会長を森本教授にお願いすることについて異議はございますでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございました。それでは、森本教授におかれましては、会長席へのご移動をお願いします。

(森本会長の移動着席)

それでは、会長になられました森本教授のご経歴を紹介させていただきます。

森本教授におかれましては、早稲田大学大学院をご卒業後、同大学助手、宇都宮大学助手、助教授などを経て、現在は宇都宮大学院教授として、工学研究科地球環

境デザイン学を専攻されておられます。平成5年には、財団法人道路経済研究所・第5回懸賞論文において「道路ネットワークを考慮した適正容積率の設定に関する研究」という題目で優秀作として受賞されました。主な学会役職としては、日本都市計画学会・常務理事、日本交通政策研究会・常務理事、国際交通安全学会・学会誌編集委員長など、また、栃木県内の社会活動におかれても、栃木県建築審査会会長、宇都宮市都市計画審議会会長、県央地域公共交通利活用促進協議会会長、佐野市などの地域公共交通会議会長など数多くの交通関係の協議会等でご活躍されておられ、交通関係に造詣の深い先生でございます。

それでは早速ですが、森本会長より一言ご挨拶をお願い致します。

—森本会長挨拶—

皆さん、おはようございます。ただいま会長に推薦されました宇都宮大学の森本でございます。たいへんな重責を受けることになったと思っております。県内の公共交通機関たいへん厳しい状況下におかれております。タクシー・バスを含めて、いかに公共交通のこれから地域の活性化の役にたてるかということで、皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいと思っております。

今日、議論させていただきます、タクシー業界でございますが、公共交通の中でも更に厳しい状況にあると認識しております。少なくなる利用者、それから増えるタクシーの数、乗務員の労働環境、処遇に関して厳しいと状態と認識している。私自身もタクシーは100回以上利用し、運転手さんとも色々話をするが、なんとかこの状況を打破し、タクシー業界を適正な状態にもって行って、この地方で、きわめて厳しい公共交通の中、元気なタクシー事業者が活躍するような社会に一步でも前進できればいいなと思っております。諸問題散見しているわけですが、皆さんの

ご協力を得ながら、議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします
ます。

【鉢村専務】

ありがとうございました。森本会長よろしくお願いいたします。

引き続きまして、森本会長より設置要綱第5条第6項の規定により事務局長のご
指名をいただきたいと思います。宜しくお願い致します。

【森本会長】

それでは、事務局が一般社団法人栃木県タクシー協会であることから、協会長で
あります植原（うえはら）会長を事務局長に指名させていただきますので、宜しく
お願い致します。

【鉢村専務】

それでは植原（うえはら）事務局長より一言ご挨拶をお願い致します。

—植原事務局長挨拶—

栃木県タクシー協会会長の植原でございます。地域公共交通としての機能を十分
に発揮できるよう、また地域のタクシーの適正化活性化の推進ということで、健全
な発展ができますよう是非とも皆様のご協力を賜り、事務局長を務めていきたく
と思っております。

【鉢村専務】

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきます。これからの進行については、森本
会長にお任せ致します。森本会長よろしくお願いいたします。

4. 議 事

【森本会長】

それでは、議事に入ります。

改正法の施行に伴い、本日は、県内3つの準特定地域協議会の合同開催という
こととあります。

お手元の議事次第にありますとおり、本日は

- (1) 準特定地域計画について
- (2) タクシーの公定幅運賃について

順次協議をお願いしたいと思います。

では、まず

第1の議題であります、「準特定地域計画」につきまして事務局から説明をお願い
します。

【鉢村専務】

では説明いたします。

「地域計画」につきましては、宇都宮交通圏タクシー特定地域協議会においては
平成22年2月4日に策定、県南交通圏タクシー特定地域協議会においては平成2
2年3月24日に策定、また塩那交通圏タクシー特定地域協議会において平成22
年3月29日に策定したところであります。

資料2『参考条文抜粋』をご覧頂きたいと思いますが、

その中の改正法附則第4条の規程により、今申しあげた地域計画につきまして「新
特定地域等特措法第9条第1項の規定により作成された準特定地域計画とみなす」
の適用を受け、それぞれの地域計画につきまして、改正法の「準特定地域計画」と
され、今後におきまして、本計画を下に協議を進めて参りたいと考えます。

参考資料5の「基本方針」についても、改正されており、今後において、この基
本方針に沿って改正等協議して参りたいと考えております。よろしく申し上げます。

【森本会長】

以上、事務局からの説明でしたが、以前、各協議会において策定した地域計画を「準特定地域計画」とし、今後、本計画を元に改正された基本方針に沿った形にして参りたいと考えます。

本議案につきまして、意見等ありましたらお願いします。

【意見無し】

意見等もないようですので、本日は、みなし規定により、準特定地域計画となったという事の確認をしたということで、今後改正された基本方針に沿って改正の必要性等を協議して参りたいと思います。

それでは、次の議題2の『公定幅運賃について』協議したいと思います。

では、まず、事務局から説明をお願いします。

【鉢村専務】

資料3をご覧ください。平成26年2月6日付けで、関東運輸局から各交通圏の協議会に対しまして、「運賃の範囲の指定に関する通知について」の文書があったところ
です。

協議会としての意見書を平成26年2月26日までに提出するよう、また、「期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見を提出したものとみなす」旨も記載されております。

まず、この公定幅運賃の制度及び今回意見を求められた内容等につきまして、運輸支局から説明をお願いしたいと思います。

【小塚首席】

お手元の資料3であります。関東運輸局長から各協議会長宛の文書であり、5枚目に県内の地図、6枚目と7枚目に現行の自動認可運賃の表を添付させて頂いております。

「公定幅運賃制度」につきましては、今般の改正で特定地域及び準特定地域に新たに規定されたものですが、基本的には、現行の自動認可運賃に消費税の増税分について転嫁していることとなっております。

供給過剰状態である特定地域及びそのおそれがある準特定地域においては、タクシー事業者間における過度な競争や運賃値下げ競争が発生し、これによる収益基盤の更なる悪化、賃金の減少、運転者の労働条件の悪化による輸送の安全性・サービス水準の低下等が想定されます。

公定幅運賃制度は、これを未然に防止するため、国土交通大臣が、協議会の意見を聴いた上で、タクシー事業の適正な原価を償うこと、不当な競争が生じないこと等の基準に従って、特定地域及び準特定地域における公定幅運賃を指定するとともに、公定幅運賃の範囲外に運賃を定めているタクシー事業者等に対して公定幅運賃の範囲内への運賃変更命令を可能とする制度です。

先に申しあげたとおり、基本的には現行の自動認可運賃に4月1日の消費税増税分(108/105)を上乗せした形(単純転嫁)となります。初乗り運賃額については、それぞれ上乗せし、また、加算運賃額(90円)は変更せず、加算距離で調整を図っており、全体で108/105の範囲内で設定されております。

また、今回、運賃制度も一部改正され、「初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定ができることになり、その内容として、初乗距離について、原則、加算距離1回分

を控除した距離にし、初乗運賃額はその1回分の加算運賃額を控除したものを認めることとなりましたが、この設定については、この協議会から「設定を求める意見」がなされた場合となっております。

今後、協議会に意見書の提出を踏まえ、最終的に関東運輸局において公定幅運賃を3月1日を目途に公示し、各タクシー事業者が公定幅の中で運賃を選択し届出を行い、4月1日から実施するという形になります。

なお、詳細な規定等につきましては、参考資料8を本日配布させて頂いております。以上です。

【森本会長】

ありがとうございました。ただいま公定幅運賃につきまして説明がありましたとおり、この公定幅運賃について行政から協議会に意見を求められております。基本的には、現行の自動認可運賃に消費税の増税分について転嫁していることとなっておりますが、この運賃表について何かご意見等ありましたらお願いしたいと思っております。

また、初乗距離短縮方式について説明がありました。そのことについても何かご意見がありましたらお願いします。

【個人タク協会神山】

大型、普通車の車種区分が異なるが初乗運賃が同額のものについては加算距離も合わせるようにしてほしい。そうでないとお客さんに今までと違う金額を示すことになってしまう、説明が難しくなってしまうので、是非ともお願いしたい。

【鉢村専務】

関東運輸局に意見をあげたいと思います。

【森本会長】

そのほかにありますか。

【栃木労働局】

労働者の方の賃金とか、安全面のコスト、これは運転者と乗客の両方の安全コストである。十分考慮した金額で設定しているとは思いますが、会社によって事業努力でコストを下げることがあるが、運転者の安全についても考慮してやってもらいたい。

【森本会長】

ただいまの意見でございますが、行政にあげるというよりは、今後この協議会で議論する重要な視点という理解でよろしいでしょうか。

【足利タクシー板橋】

足利地区においては栃木県内のタクシーの1台当たりの売り上げが2万8千円だが、足利地区は1万4千円台で続いている。栃木県内で1番低い状態。その原因として新規参入の下限割れ事業者がいること。台数も20台でやっている。その会社が非協会であり、我々の意見を全く聞いてくれない。先日も地区の協議会で話し合いがあり、公定幅運賃の幅を短縮してもらいたい。

【鉢村専務】

意見をあげたいと思います。

【森本会長】

他にありますか。無いようであれば、

関東運輸局の提出期限が2月26日となっており、期限まで時間がありませんので、ただいま頂きました意見を、協議会の意見として事務局でまとめ、栃木運輸支局を經由しまして関東運輸局に提出したいと思いますが、いかがでしょうか？

－各委員の了承を確認－

それでは、事務局において、栃木運輸支局あて提出をお願いします

【鉢村専務】

はい、わかりました。

【鉢村専務】

『タクシー事業の適正化と活性化に係るこれまでの取組について』4年間の総括を報告させていただきたいと思います。

私と運輸支局から資料4に沿いましてご説明いたします。

それでは、特定事業計画及び適正化の進捗状況につきましては、栃木運輸支局の小塚首席よろしくお願いいたします。

【小塚首席】

それでは、お手元の資料4に基づき説明致します。

1Pをお開きください。

平成25年12月31日現在の事業者数及び車両数ですが、宇都宮交通圏の事業者数は34者・車両数845両、県南交通圏の事業者数は34者・車両数520両、塩那交通圏の事業者数は22者・車両数は254両となっております。

宇都宮交通圏については、平成21年10月の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する法律」の施行以降、本地域計画に定める「地域計画の目標」達成のため、特定事業の実施と相まって事業再構築を行うことにより供給過剰状態の解消を図ってきたところであり、本地域計画策定時の基準となった平成20年7月11日現在の事業者数・車両数34者927両に対して、平成25年12月31日現在は34者845両となっており、車両数は約8.8%

減少しております。

県南交通圏については同様に、本地域計画策定時の基準となった平成21年7月17日現在の事業者数・車両数34者615両に対して、平成25年12月31日現在は34者520両となっており、車両数は約15.4%減少しております。

塩那交通圏については同様に、本地域計画策定時の基準となった平成21年7月17日現在の事業者数・車両数22者288両に対して、平成25年12月31日現在は22者254両となっており、車両数は約11.8%減少しております。

2ページをお開きください。

事業再構築認定後の実施状況であります。宇都宮交通圏における基準車両数からの車両数の変移を示しております。

3ページについては県南交通圏、4ページについては塩那交通圏となっております。

5ページをお開きください。

宇都宮交通圏における特定事業の項目ごとの認定状況であります。

タクシー事業者は、供給過剰状態の解消に向けて事業再構築に取り組むとともに、地域計画の目標達成に向けて地域計画に掲げられた特定事業の実施を図ってまいりました。

7ページは県南交通圏、8ページは塩那交通圏でございます。

中身についての説明は割愛させていただきます。

認定状況については平成24年12月20日に開催しました第6回フォローアッ

ブ協議会以降、変更はありません。

9ページをお開きください。

宇都宮交通圏の延べ実働車両数の推移及び輸送人員の推移でございます。

平成19年が一番上の青線でございますが、宇都宮交通圏における法人タクシーの輸送人員は長期的な減少傾向にあります。リーマンショック【平成20年9月】等もあり、以降も減少は続き、平成25年度も10月までしかありませんが、下の水準で推移している状況です。今後も輸送人員の大幅な回復は難しい状況とみられます。

10ページをお開きください。

宇都宮交通圏の日車營收及び日車実車キロの推移でございます。

法人タクシーの輸送実績は、平成19年が一番上で推移しておりましたが、リーマンショックなどにより、平成20年以降減少が続き、平成21年度、平成22年度と落ち込んでいましたが、グラフでもわかるとおり、平成23年度以降は適正化に向けた取組みの成果もあり、減少は下げ止まり、回復の兆しが見られます。

11ページは県南交通圏延べ実働車両数の推移及び輸送人員の推移、

12ページは同じく日車營收及び日車実車キロの推移でございます。

13ページは塩那交通圏の延べ実働車両数の推移及び輸送人員の推移、

14ページは同じく日車營收及び日車実車キロの推移でございます。

いずれの3交通圏についても先ほど、宇都宮交通圏でご説明したように同じ状況

であります。

特定事業計画及び適正化の進捗状況につきましては以上でございます。

【鉢村専務】

15ページ以降、活性化に向けた取組状況につきましては、私からご説明いたします。

資料4に基づき説明

【26ページにて4年間の取組みの総括を記載させていただきました。以上でございます。】

【森本会長】

ありがとうございました。

今後、改正法に基づき、先ほどの準特定地域計画につきましても、改正検討して参りたいと考えますが、少子高齢化、人口減少などの状況のもとタクシーの役割は益々高まるものと思います。地域公共交通としての機能を十分発揮できるよう、地域のタクシー事業の適正化及び活性化を推進し、地域における健全な発達を目指して参りたい所存です。構成員の皆様には、引き続き、協議会におきまして、積極的なご意見等を頂ければと思います。

なにか、今後の取組みについてご意見はありますでしょうか。

今後、準特定地域計画について、いままでの取組も踏まえ、改正された基本方針に沿った形で進めて参りたいと考えますので、どうぞよろしく申し上げます。

これをもって本日予定の議事を終了させていただきますが、事務局からは何か連絡事項はございますか。

【植原事務局長】

次回の協議会については、また改めましてご連絡差し上げたいと思いますので、宜しくお願い致します。

【森本会長】

今日は、長時間のご協議、誠にありがとうございました。

それでは、議事進行を事務局にお返しします。

5. 閉 会

【鉢村専務】

森本会長、議事の進行、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第1回栃木県宇都宮交通圏タクシー準特定地域協議会、栃木県南交通圏タクシー準特定地域協議会、栃木県塩那交通圏タクシー準特定地域協議会の合同会議を閉会致します。本日はご多忙の中、皆様方には、ご出席を頂き、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。今後ともよろしく申し上げます。

以上